

西栗倉村指名競争入札にかかる低入札価格調査実施要領

平成14年4月1日
要領第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、西栗倉村が発注する建設工事の入札において、入札価格が不当に低価格のため、工事が履行されないおそれがあるときの落札者の決定に関する手続きについて定めるものである。

(対象工事)

第2条 対象となる建設工事は西栗倉村長が選定する指名競争入札工事とする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、次に掲げる方法により算定した額とする。

(1) 予定価格(消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)の算出基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

なお、岡山県建築工事積算基準に準じ予定価格を算出した場合において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額(直接工事費に10分の1を乗じた額をいう。以下この号において同じ。)を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

(2) 工事の設計積算体系等により前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で村長が工事ごとに設定した率を予定価格に乘じて得た額とする。

2 村長は、調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への説明)

第4条 村長は、入札執行の際に、入札参加者に対して次の事項を説明するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者(以下「最低価格入札者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者になると

は限らないこと。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、西粟倉村の調査に協力しなければならないこと。

(落札決定の保留)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対して、「落札者の決定を保留し、後日その結果を通知する。」旨を告げて、入札を終了するものとする。

(調査の実施)

第6条 村長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行ったもの（以下「低価格入札者」という。）の当該入札価格について、当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、入札終了後、提出方法及び提出期限を指定し、低価格入札者のすべてから入札価格の内訳書を徴するものとする。この場合において、提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者は失格とする。

2 村長は、前項の低価格入札者の入札価格及び内訳書について調査を行い、次の各号に定める基準を満たさない場合（第3条第1項第2号の規定により調査基準価格を算定した場合を除く。）又は入札価格が予定価格に3分の2を乗じて得た額を下回る場合には、当該低価格入札者について当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれがあると判断するものとする。

(1) 低価格入札者の入札価格の内訳書における直接工事費の額は、発注者の設計図書における直接工事費の額の92%以上であること。

(2) 低価格入札者の入札価格の内訳書における共通仮設費の額は、発注者の設計図書における共通仮設費の額の85%以上であること。

(3) 低価格入札者の入札価格の内訳書における現場管理費の額は、発注者の設計図書における現場管理費の額の85%以上であること。

(4) 低価格入札者の入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の設計図書における一般管理費等の額の63%以上であること。

なお、岡山県建築工事積算基準に準じ予定価格を算出した場合において、第1号の直接工事費の額は、低価格入札者及び発注者がそれぞれ算定した直接工事費の額からそれぞれの現場管理費相当額（直接工事費に10分の1を乗じた額をいう。以下この項において同じ。）を減じた額とし、第3号の現場管理費の額は、低価格入札者及び発注者がそれぞれ算定した現場管理費の額にそれぞれの現場管理費相当額を加えた額とする。

3 村長は、前項の低価格入札者（失格者等を除く。）について、次の項目について調査するものとする。

(1) その価格で入札した理由

(2) 入札価格の内訳書

(3) 手持ち工事の状況

- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材の購入先
- (6) 労務者の供給見通し
- (7) 過去に施工した同種工事の実績
- (8) 過去に施工した公共工事の成績状況
- (9) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

4 村長は、前項の調査を行ってもなお疑義がある入札価格については、さらに次の項目について調査するものとする。

- (1) 経営状況（関係機関等への照会）
- (2) 信用状況（建設業違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (3) その他必要な事項

4 村長は、前4項により調査した後、「低価格入札調査票」（様式第1号）を作成し西栗倉村指名競争入札低価格調査委員会（以下「低価格調査委員会」という。）へ諮るものとする。

5

（落札者の決定等）

第7条 低価格調査委員会において、最低価格入札者を落札者として決定する方針が示されたときは、契約担当者は、直ちに当該入札者に対し落札決定を通知し、当該落札者以外の入札者に対して、落札結果を通知するものとする。

2 前項第5項により、最低価格入札者を落札者として認めない方針が示されたときは、契約担当者は調査基準価格を下回る入札を行った者で、順次、同様の手続きを行い、その結果により示された方針により落札者を決定し、直ちに当該入札者に対して落札決定を通知すると共に、当該入札者以外の入札者に対して、落札結果を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。